平成２９年（フ）第１９号
香川県高松市木太町2741番地８　パナハイツ木太Ｃ棟202
債務者　川田　靖博
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０号
静岡県富士市永田町１丁目75番地の２　セジユール・サンワ201号
債務者　杉本　　透
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第７１２号
千葉県松戸市上本郷4311番地　マインド・ハイム・アミューズ上本郷201号
債務者　**廣**田マサ子
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７７９号
千葉県柏市豊四季387―110　アンサンブル103
債務者　高橋　美江
1　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１５号
千葉県柏市豊住１丁目３番８号　ディアハイム南柏102号
債務者　寶満　浩子
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７号
福岡県飯塚市伊岐須387番地１　ヒルサイド19号
債務者　江藤　忠司
1　決定年月日時　平成29年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第７２４号
宮城県岩沼市桜３丁目13番51―203号
債務者　秋保　秀明
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２０号
仙台市太白区長町６丁目16番19号　エステートピア池上202
債務者　安藤　利恵
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３３号
仙台市泉区住吉台西２丁目11番地の５、従前の住所仙台市青葉区花壇４番１―306号
債務者　栗田　里衣
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６８号
福島県いわき市泉町下川字神笑121番地の７
債務者　八木　友美
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第１号
福島県双葉郡広野町大字夕筋字永沢34夕筋ハウスＢ棟117号室、住民票上の住所福岡県田川市大字伊田2739番地　三井伊田　三井伊田団地４―４―５
債務者　永田　尚之
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第６号
茨城県日立市大みか町４丁目20番５―204号
債務者　佐藤　利江（旧姓赤坂）
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１１号
茨城県日立市東大沼町２丁目５番27―102号
債務者　野上　英樹
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第４号
富山県高岡市佐野408番地
債務者　杉林　千香
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１２号
滋賀県彦根市古沢町912番地５
債務者　三上　貞二
1　決定年月日時　平成29年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１０５５号
神戸市中央区宮本通６丁目４番５号アバントコート春日野101、従前の住所神戸市中央区筒井町３丁目１番26―404号
債務者　杉村　　茜（旧姓黒田）
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３４号
神戸市兵庫区西上橘通２丁目７―５　シャトー第７神戸409号、住民票上の住所広島県東広島市三永３丁目７番28号
債務者　坂本　和幸
1　決定年月日時　平成29年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部